

令和2年度

(令和元年度事業対象)

忠岡町教育委員会 点検・評価報告書



令和2年9月
忠岡町教育委員会

はじめに

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月施行）、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

忠岡町教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書

- 1. 目的・・・・・・・・・・-1-
- 2. 点検・評価の方法・・・・・・・・・・-1-
- 3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用・・・・・・・・・・-2-

II 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政

- 1. 教育行政・・・・・・・・・・-3-
- 2. 教育財政・・・・・・・・・・-8-

III 事務事業評価シート

- 1. 令和元年度事務事業シート一覧・・・・・・・・・・-9-
- 2. 個別シート・・・・・・・・・・-10-
- 3. 評価委員の意見（外部評価）・・・・・・・・・・-25-

【資料編】

- ・ 忠岡町教育大綱・・・・・・・・ 資料1
- ・ 忠岡町教育基本方針（平成31年度学校園における指導の方針）・・・・ 資料2
- ・ 教育委員会の組織と事務局職員（令和2年4月1日現在）・・・・ 資料17
- ・ 教育委員会事務局事務分掌・・・・・・・・ 資料17
- ・ 忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び
評価のための教育委員会評価委員設置要綱・・・・・・・・ 資料20
- ・ 忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領・・・・・・・・ 資料21

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書

1. 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成されている事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により指揮監督し、中立的な意思決定を行うものとされています。

教育委員会が、教育に関する事務の執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的としています。

2. 点検・評価の方法

(1) 「忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領」に基づき、教育委員会が選定した事務事業ごとに、その「必要性」「有効性」「効率性」について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行った。

(2) 評価基準

①基本評価（必要性・有効性・効率性）の基準は次のとおりとする。

評価基準	評価の視点	評価
必要性	・町が関与する妥当性はあるか。 ・町民ニーズはあるか。 ・時代の変化に適應しているか。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	・目標どおりの成果がでているか。 ・他に類似事業はないか。 ・単位当たりコストは妥当か。	
効率性	・コスト削減の余地はないか。 ・負担割合は適正か。 ・最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

②総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりとする。

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する

令和元年度事務事業評価については、15事業についての評価を行い、うち13事業がA評価、2事業がB評価となっています。（各事業の詳細については、9ページ以降に掲載）

3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検・評価の実施及び報告書の作成に当たっては、外部評価委員より総合的な観点からご指導・ご助言をいただきました。

忠岡町教育委員会評価委員名簿

氏 名	備 考
山岡 利夫	薫英学園評議員、薫英学園かおり幼稚園長
吉美 学	大阪体育大学教育学部准教授兼教職支援センター次長

Ⅱ 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政

1. 教育行政

(1) 教育委員会

教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育・文化の振興を図るため、忠岡町の教育に関する業務は、町長から独立した行政委員会である教育委員会が担っています。

忠岡町教育委員会は、教育長と4人の委員で構成されています。教育長は教育行政に関する識見を有する者のうちから、委員は教育学術及び文化に関する識見を有する者のうちから、それぞれ議会の同意を得て町長が任命します。任期は教育長が3年間、委員が4年間です。

(2) 教育委員

令和元年度

氏 名	職 名	最初の就任年月日	任 期 満 了 日	備 考
富本 正昭	教育長	平成27年4月1日	令和3年3月31日	
中村 吉治	委 員	平成21年7月1日	令和5年9月30日	職務代理:平成28年11月28日～
安明 明子	委 員	平成22年10月1日	令和4年9月30日	
井手 和代	委 員	平成23年10月1日	令和5年9月30日	
新田 哲也	委 員	平成29年1月1日	令和2年12月31日	

(3) 教育委員会議

教育委員会議は毎月開催しています。令和元年度は定例会議を12回、臨時会議を1回、議案31件、報告38件を審議承認しています。各会議の議決案件等は次のとおりです。

開 催 日	区 分	議案番号	審議議案・報告事項
平成31年4月23日	定例会	16	忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について
		17	平成31年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について
		18	平成31年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について
		19	忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
		20	忠岡町教育委員会の後援に関する規程の制定について
		報告事項・行事等報告について	
			・町立各学校園保育所行事について ・忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について ・忠岡町立学校教職員の異動について ・平成31年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について ・忠岡中学校卒業生（第71期：平成31年3月卒業）進路状況について ・忠岡町子ども読書活動推進会議設置要綱の制定について

令和元年5月24日	定例会	21	忠岡町立学校空調設備運用指針について
		22	忠岡町スポーツ推進委員の委嘱について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・忠岡町図書館条例施行規則の一部改正について ・忠岡町就学援助費に関する規則の一部改正について	
令和元年6月4日	定例会	23	忠岡町子ども読書活動推進委員の任命等について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和元年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
令和元年7月17日	定例会	24	忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について
		25	忠岡町いじめ防止対策推進委員会設置規則の制定について
		26	平成31年度忠岡町立小・中学校教職員人事取扱上の留意事項の一部改正について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和元年7月24日	臨時会	27	令和2年度使用小学校教科用図書の採択について
		28	令和2年度使用中学校教科用図書の採択について
令和元年8月20日	定例会	29	平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果公表について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和元年9月26日	定例会	30	忠岡町教育委員会点検・評価報告書について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和元年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
令和元年10月28日	定例会	31	忠岡町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和元年11月27日	定例会	32	忠岡町教育委員会委員定数条例について
		33	令和2年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針について

		34	人権教育基本方針の改訂について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について	
令和元年12月23日	定例会	35	令和2年忠岡町教育委員及び教育委員会関係諸行事について
		36	令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和元年第4回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について	
令和2年1月27日	定例会	1	教育長の臨時代理事項について
		2	忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
		3	附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について	
令和2年2月25日	定例会	4	令和2年度中学生チャレンジテストへの参加について
		5	令和2年度第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について 案件1 忠岡町教育委員会委員の任命について 案件2 附属機関に関する条例の一部改正について 案件3 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
		6	忠岡町スポーツセンター事業計画書について
		報告事項・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和元年度町立各学校園保育所の卒業式について ・令和2年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について	
令和2年3月25日	定例会	7	令和2年度第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について 案件1 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）について
		8	令和2年度忠岡町教育基本方針について
		9	忠岡町スポーツ推進委員の委嘱について

		10	忠岡町文化会館運営委員会規則の制定について
		報告事項・行事等報告について	
		・ 町立各学校園保育所行事について ・ 令和2年度町立各学校園保育所の入園・入学式について	

(4) 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会（教育長及び教育委員会委員）で構成される会議です。教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものです。

回 数	開 催 日	議 題
第1回	令和2年1月27日	1. 児童館及びふれあいホールを一体とした指定管理者制度の導入について 2. 都市再生整備計画について

(5) 教育委員の活動状況

・研修会等

事 業 名	開催日・場所	内 容
大阪府町村教育委員会連絡協議会総会・研修会	令和元年5月29日 ホテルアウィーナ大阪	総会 講演会：「新学習指導要領の全面実施に向けて」 大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 首席指導主事 寺田 剛 氏
大阪府市町村教育委員会研修会	令和元年10月28日 ホテルアウィーナ大阪	講演会：「スクールロイヤーから見た学校教育の現状と課題～法的・危機管理視点・SSW視点からのアセスメント・プランニング・チーム対応・機関連携の不可欠さ～」 長野総合法律事務所 弁護士 峯本 耕治 氏

・教育委員の関係行事等への参加

令和元年度中に教育委員が教育委員会各課の所管する行事等に参加しました。

実 施 日	内 容
平成31年4月4日	忠岡中学校 入学式
平成31年4月5日	忠岡・東忠岡小学校 入学式
平成31年4月8日	東忠岡幼稚園 入園式
令和元年6月1日	忠岡・東忠岡小学校 運動会
令和元年6月19日	東忠岡小学校 オープンスクール
令和元年6月26日	忠岡小学校 オープンスクール

令和元年9月 20 日	忠岡中学校 体育大会
令和元年9月 28 日	東忠岡幼稚園 運動会
令和元年9月 28 日	東忠岡保育所 運動会
令和元年10月 16 日	東忠岡小学校 オープンスクール
令和元年10月 25 日 令和元年11月 19 日	忠岡小学校 オープンスクール
令和元年10月 27 日	町民体育大会
令和元年10月 30 日 令和元年11月 1 日	忠岡中学校 オープンスクール
令和2年1月 13 日	成人式

※令和2年3月の行事については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から不参加となりました。

2. 教育財政

(1) 教育関係費の推移

下表は平成27年度の決算額を基準の指数とした、過去4年間の決算額を各項目別に比較しています。
(単位：千円、百円単位四捨五入値)

	H 2 7 (決算額)	指数	H 2 8 (決算額)	指数	H 2 9 (決算額)	指数	H 3 0 (決算額)	指数	R 1 (決算額)	指数
児童福祉費 (A)	477,890	100	470,981	99	495,162	104	770,356	161	553,332	116
教育費総額 (B)	491,809	100	613,266	125	675,271	137	691,413	141	527,215	107
教育総務費	115,908	100	116,728	101	123,743	107	120,790	104	122,477	106
小 学 校 費	93,656	100	213,886	228	236,208	252	87,132	93	118,085	126
中 学 校 費	52,985	100	60,785	115	62,032	117	58,574	111	64,066	121
幼 稚 園 費	95,618	100	94,206	99	93,978	98	91,752	96	95,832	100
社会教育費	122,845	100	116,929	95	149,376	122	324,095	264	118,261	96
保健体育費	10,797	100	10,732	99	9,934	92	9,070	84	8,494	79
一 般 会 計 (C)	6,466,259	100	6,411,292	99	6,515,585	101	6,839,293	106	6,657,378	103
A + B / C	15.0%		16.9%		18.0%		21.4%		16.2%	

※児童福祉費（A）は、児童措置費及び児童遊園費（H27は臨時給付金含む）を除く。

Ⅲ 事務事業評価シート

1. 令和元年度事務事業評価シート一覧

事業名	所属	総合評価	掲載頁	備考
(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備に伴う敷地測量等事業	教育みらい課	A	10	
子ども・子育て支援事業計画策定事業	教育みらい課	A	11	
就学前施設給食費助成事業	教育みらい課	A	12	
特殊建築物定期検査事業	教育みらい課	A	13	
地域子育て支援センター事業	教育みらい課	A	14	
学ぶ楽しさを育む推進事業	学校教育課	A	15	
あすなろ未来塾事業	学校教育課	B	16	
外国青年語学指導員配置事業	学校教育課	A	17	
忠岡町英語教育推進事業	学校教育課	A	18	
小学校スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	A	19	
留守家庭児童学級エアコン改修事業	生涯学習課	A	20	
スポーツセンターエレベーター耐震化事業	生涯学習課	A	21	
子ども読書活動推進事業	生涯学習課	A	22	
文化会館事業（公民館等各種講座・クラブ）支援事業	生涯学習課	B	23	
放課後こども教室(キッズクラブ)、児童教室、子育て親サロン等運営事業	生涯学習課	A	24	

2. 個別シート

事務事業評価シート

事業名	(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備に伴う敷地測量等事業		所属	教育みらい課
根拠法令・条例・要綱等	都市計画法、測量法、不動産登記法			
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略		
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます		
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進		
	施策展開の方向	(1) 幼児教育の充実		
事業概要	東忠岡地区認定こども園を整備するため公用廃止、土地の分筆や測量並びに境界確定を行う。		令和元年度決算額	
			6,108,000円	
			令和2年度予算額	
				0円
	開始・終了時期、成果目標の有無等	令和元年度事業 成果目標：こども園を整備するために必要な隣接地権者との境界確定		
事業目的	土地の正確な面積や、形状、隣接する土地との位置関係、境界の位置等について明確にするため。			
事業実績	境界確定作業で地権者が町内だけではなく他市や他県に居住していたが、令和2年3月末までに境界確定を完了することができた。			
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	所有する土地を適正に管理するため、必要な事業である。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	所有する土地を適正に管理するため、必要な事業である。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	事務量・事務処理時間等を勘案すると、効率的に処理されている。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	理由		
	A	敷地測量や境界確定は、所有する土地を適正に管理するために、町にとっても住民にとっても重要な事業であるため。		
今後の方向性	所有する土地を適正に管理し、令和5年度の開園に向けて、東忠岡地区の認定こども園化を進めて行く。			

事務事業評価シート

事業名	子ども・子育て支援事業計画策定事業	所属	教育みらい課
-----	-------------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	子ども・子育て支援法
-------------	------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(3) 地域における子育て支援の推進、(4) 保育サービスの充実

事業概要	平成27年度策定の「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」を踏まえ、令和元年度に「次期忠岡町子ども・子育て応援プラン」を策定し、質の高い就学前教育・保育の提供を行い、安心して子育てができるまちづくりの推進を図るため、令和2年度から令和6年度までの5か年間に取り組むべき課題を取りまとめる。		令和元年度決算額
			2,585,000円
			令和2年度予算額
			0円
	開始・終了時期、成果目標の有無等	平成27年度から継続中 成果目標：次期忠岡町子ども・子育て応援プランの策定	
事業目的	幼保一体化により施設を複合化し効率的な行政運営を推進するとともに、質の高い就学前教育・保育の提供を行い、安心して子育てができるまちづくりの推進を図る。		
事業実績	平成30年度にニーズ調査で多かった公共施設の整備、交通事故の危険防止対策、防犯・防災の安全対策や医療体制の整備等を盛り込み、令和2年3月に「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020（第2期子ども・子育て支援事業計画）」を策定した。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	子ども・子育て支援法により、市町村による子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化され、これに伴うニーズ調査は一義的に市町村が行うこととされている。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	2015年度からの子ども・子育て支援の実施計画として、潜在ニーズを含めた地域ニーズを把握したうえで計画を策定する。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	ニーズ調査から計画策定まで、一括して同一業者に委託することで、打合せ協議経費及び調査結果の確認作業を削減し、一貫した効率的な事業の実施が図れる。

総合評価	評価	理由
	A	子育て支援の充実に向け、住民ニーズを的確に捉えられ、実情に即した計画を策定することができたため。

今後の方向性	策定した「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020」により、安心して子育てができるまちづくりの推進を図る。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	就学前施設給食費助成事業	所属	教育みらい課
-----	--------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町就学前施設給食費助成金交付要綱
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(4) 保育サービスの充実

事業概要	町内在住者で町内の就学前施設に通っている3歳児から5歳児の給食費を町の独自施策として全額負担することにより保護者負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図る。	令和元年度決算額
		11,069,657円
		令和2年度予算額
事業目的	就学前の子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図るため、就学前施設において提供される給食費を助成する。	19,008,000円
事業実績	町立東忠岡幼稚園85人、町立東忠岡保育所94人、チューリップ保育園64人、ピープル忠岡チャイルドスクール94人の計337人（令和2年3月時点）の就学前施設に通っている町内在住の子どもに対して給食費を助成し、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図ることができた。	開始・終了時期、成果目標の有無等
		令和元年度から継続中 成果目標：保護者負担の軽減を図ること、子育て支援の充実

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担を軽減し、子育て支援の一端を担っている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより子育て支援の一端を担っている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	幼稚園、保育所で給食費の徴収が不要となるため幼稚園教諭や保育士の負担が軽減されることにより、子育て支援の一端を担っている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担の軽減により子育て支援の一端を担っているため。

今後の方向性	今後も引き続き、就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	特殊建築物定期検査事業	所属	教育みらい課
-----	-------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	建築基準法
-------------	-------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(6) 学校教育環境の充実

事業概要	建築基準法により定められている不特定多数が利用する特殊建築物、建築設備及び昇降機等については、調査し定期報告をする義務がある。		令和元年度決算額
			5,610,000円
			令和2年度予算額
			0円
	開始・終了時期、 成果目標の有無等	平成19年度から継続中 成果目標：適正な維持管理	
事業目的	特殊建築物として指定された公共性の高い建築物は、利用者の安全のためにも建築物全体が常に適法状態にあることを定期的に報告するため。		
事業実績	調査することにより建築物等の適正な維持管理が図られた。また、令和元年度に町立保育所・幼稚園の長寿命化計画を策定した。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	建築基準法に基づく事務である。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	法定事務のため、建築基準法により適切に行っている。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	安全の確保と教育環境の改善のため定期的に実施する必要がある。

総合評価	評価	理由
	A	法定事務のため、建築基準法により適切に行っているため。

今後の方向性	法定事務のため、建築基準法により教育施設の特殊建築物等については、調査し定期報告を行い適正な維持管理を図る。また、令和2年度中に町立小学校・中学校の長寿命化計画を策定する。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	地域子育て支援センター事業	所属	教育みらい課
-----	---------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	児童福祉法
-------------	-------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(3) 地域における子育て支援の推進

事業概要	住民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる地域社会を形成するため、子育てを地域社会全体で支援する拠点を設けることにより、子どもの健やかな育ちを促進する。		令和元年度決算額
			17,406,000円
			令和2年度予算額
			17,406,000円
開始・終了時期、成果目標の有無等		平成16年度から継続中 成果目標：町内の子育て環境の充実	
事業目的	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークルの支援の実施により地域の子育て家庭に対する育児を支援する（チューリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールの2園で実施）。		
事業実績	チューリップ保育園の子育て支援センターでは、育児相談108件、各種講座を開催し延べ1,208名が参加した。また、ピープル忠岡チャイルドスクールの子育て支援センターでは、各種講座を開催し延べ2,901名が参加した。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっており、また、子育て支援センターは地域の子育て家庭にとってなくてはならないものとなってきている。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	月齢の低い親子が安全で快適な遊び場を求めている利用が増えている。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	地域子育て拠点事業は、国の補助事業でセンター型として事業を実施している。

総合評価	評価	理由
	A	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっている。また、町内に月齢が低い親子が安全に遊べる場が少ないため快適な遊び場を求めて子育て支援センターを利用する住民が増えているため。

今後の方向性	忠岡地区2つの認定こども園があり子育て支援センター事業を行っている。今後は、東忠岡地区に認定こども園を建設し、子育て支援センターを併設することにより、忠岡町における子育て環境の充実を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	学ぶ楽しさを育む推進事業	所属	学校教育課
-----	--------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町学ぶ楽しさを育む推進事業実施要項
-------------	---------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(3)「豊かな人間性」を培う義務教育の推進

事業概要	小学校に非常勤講師を配置し、学習や学級活動において、学級担任と連携して、よりきめ細やかな指導・支援を行う。		令和元年度決算額
			2,961,120円
			令和2年度予算額
			3,021,000円
	開始・終了時期、 成果目標の有無等	平成27年度から継続中 成果目標：学習環境の向上、基礎的・基本的な内容の確 実な定着	
事業目的	小学校低学年（1・2年）において、落ち着いた学習環境の提供と基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。		
事業実績	教員OBを非常勤講師として配置したことで、年度初めの不安定な子どもたち に対し、適切な支援により落ち着きが見られ、よりよい学習環境が早期に整え られた。また、学習内容によりつまずきが見られる子どもへの早期対応によ り、学習に対する意欲・関心が高められた。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や学習意欲を育てる学習指導を推進する上で、低学年への非常勤講師配置によるきめ細やかな指導・支援は必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	低学年に特化した事業であり、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師と同額であり、専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考える。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	非常勤講師を継続して配置することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ているため。

今後の方向性	非常勤講師を低学年（1・2年）に配置し、丁寧な指導・支援により、就学前からのスムーズなつながりを図るとともに、基礎・基本の定着や授業の構造化の基礎を確立し、中学年・高学年への確かな学力の定着を今後も継続して図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	あすなろ未来塾事業	所属	学校教育課
-----	-----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	『忠岡町あすなろ未来塾』事業実施要項
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(7)家庭や地域の教育力の活用

事業概要	平成28年度より、町立小学校4年生～6年生児童の希望者を対象に本事業をスタートする。平成29年度において、対象を拡充し、町立小学校4年生～6年生児童の希望者及び町立中学校1年生～3年生生徒の希望者を対象に、小学生には土曜日の午前に算数を、中学生には土曜日の午後に数学と英語を、全国学習塾協会から派遣された私塾講師により年間40回実施。		令和元年度決算額
			4,992,840円
			令和2年度予算額
	4,993,000円		
	開始・終了時期、 成果目標の有無等	平成28年度から継続中 成果目標：参加児童生徒及び保護者の満足度の向上	
事業目的	忠岡町文化会館において、子育て支援の一環として、土曜日に、忠岡町立小・中学校に通う児童生徒に対し、学習の場を開設し、学習機会の拡充を図る。		
事業実績	令和元年度実績として、小学生51名、中学生27名、合計78名が受講。年度末に実施した保護者対象のアンケートでは、「学校の授業がよくわかるようになった」という項目に対して、肯定的な回答（53.7％）が得られ、また児童生徒対象のアンケートでは、「この塾に通うようになって、学校の勉強がよくわかるようになった」という項目に対して、肯定的な回答（93％）が得られた。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	全国学力・学習状況調査の結果等から、学力差が顕著に見られる。学校以外に、学習の場を開設し、学習機会の充実を図ることは必要である。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	3	児童生徒のアンケート結果からも、予習を中心に学習する機会を設けることが、学校での学習につながっていることが伺える。一方で、土曜日実施という事もあり、社会体育やクラブ活動の活動時間との兼ね合いもあってか、年々、受講人数が減っていることが課題である。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	3	受講人数が減ってきていることから、一定の経費で最大の効果を挙げるための手立てが必要である。

総合評価	評価	理由
	B	受講人数が減っているため。（H30 小学生96名 中学生36名、R元 小学生51名 中学生27名）

今後の方向性	全国学力・学習状況調査において学力差が顕著であることがうかがえるが、こうした学力差はかなりの早期から生じていると考える。したがって、令和2年度より、対象を町立小学校3年生からに拡充し、早期での学習機会の拡充を図り、より多くの子どもたちに学習習慣の定着を図っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	外国青年語学指導員配置事業	所属	学校教育課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町招致外国青年任用規則
-------------	---------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、外国青年を雇用し、小・中学校での英語教育の充実を図る。		令和元年度決算額
			3,820,000円
			令和2年度予算額
			3,900,000円
	開始・終了時期、 成果目標の有無等	平成27年度から継続中 成果目標：英語及び外国語活動に関する満足度の向上	
事業目的	外国青年語学指導員（ALT）を配置することにより、子どもたちが身近に英語に触れる機会を設けるとともに、小・中学校におけるつながりのある英語指導法を確立する。		
事業実績	校内で子どもたちがALTと違和感なくコミュニケーションをとれる子どもが増えていく。また、平成27年度より、英語科の中学校専科教員とALTが関わることにより、英語に親しむ・英語を学ぶ継続性のあるカリキュラム作成につながっている。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	小学校3・4年生において外国語活動、5・6年生において外国語が実施され、小・中学校におけるつながりのある指導法の確立が必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	小学校では、3・4年生の外国語活動において担任と連携し、中学校では、1年生の英語において担任と連携して授業を実施している。英語に親しむ点、小・中学校のつながりを図る上で効果的である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	ALTを配置することで、英語に親しむ機会を増やすことにつながり、児童生徒の外国語（英語）に対する興味関心につながっているため。

今後の方向性	今後も、ALTの配置により、英語に親しみ、外国語（英語）に触れる機会を増やし、主体的に英語を学ぼうとする児童生徒を増やしていく。また、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	忠岡町英語教育推進事業	所属	学校教育課
-----	-------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	○英語体験セミナー ・英会話イーオンより派遣された外国人講師による町立幼稚園・保育所・子ども園の5歳児対象に年間6回の体験セミナー実施 ・株式会社ECCより派遣された日本人講師及び外国人講師による町立小学生1年生～4年生の希望者を対象としたイングリッシュレッスンの提供 ・町立中学生に忠岡町おもてなしガイドブックを活用した英語自学ワークシートの提供 ・町立中学生に忠岡町おもてなしガイドブックを活用したスプリングコンテストの実施 ○英語教育推進事業（英会話イーオンより派遣された日本人講師による小学校教員への指導・助言。中学校教員への助言） ○英語検定受験料補助事業（年1回の受験料全額補助事業。準会場（忠岡中学校）での実施。）	令和元年度決算額
		6,601,340円
		令和2年度予算額
		4,690,000円
	開始・終了時期、成果目標の有無等	平成28年度から継続中（忠岡中学マイワーク・スプリングコンテストは平成30年度から令和元年度） 成果目標：英語体験セミナーの参加人数の増加、英語検定受験料補助事業の受験者数・合格者数の増加。
事業目的	令和2年度の新学習指導要領実施にともない、小学校3年・4年生において週1時間の外国語活動が、小学校5年・6年生において週2時間の英語科が実施される。また、大学入試における英語のテストが「読む・聞く・書く・話す」の4技能において実施されることが検討されている。このような状況を鑑みて、町立幼稚園・保育所・子ども園・小学校・中学校の子どもに、英語への興味・関心を高め、英語を学ぶ意欲向上及び国際理解推進につなげる事業を展開する。	
事業実績	・中学生対象に忠岡町マイワークを作成し、全生徒に配布し、スプリングコンテストを実施。・就学前（5歳児）対象参加者は約100名、年間6回実施。小1～小4対象参加者は51名、11月下旬～2月下旬の毎週土曜日に実施。・外部講師による英語指導法セミナーを小学校各校3回実施。判定テストを中1～中3対象に実施。・英検は、忠岡中学生133人が補助を受け、23人は私費で複数回受験。忠岡町在住の中学生、高校生、専門学校生、大学生は65人が補助を受け、受験。	

評価項目	評価	評価に対するコメント
必要性 町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	英語検定受験料補助については、受験者数が平成30年度よりも増えておりニーズがある。（H30 172名、R元 198名）
有効性 類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	英語検定受験について、忠岡中学生の3級の合格率が平成30年度よりも上がっている。（H30 56.4%、R元 58.7%）また、小1～小4対象の英語レッスン参加児童保護者対象のアンケートでは、「通うことを楽しみにしている」は約95%、「英語に興味を持つようになった」が約90%である。
効率性 コスト削減の余地 負担割合の適正度	3	マイワークの配布及びスプリングコンテストは令和元年度までの実施とし、コスト削減を図る。

総合評価	評価	理由
	A	ニーズがあり、アンケート結果等からも成果が見られるため。

今後の方向性	英語体験セミナーで、英語を通して、より魅力的な様々な体験する場を提供する。また、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	小学校スクールカウンセラー配置事業	所属	学校教育課
-----	-------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町立小学校スクールカウンセラー配置事業実施要綱
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(4) 健やかな心と体づくりの推進

事業概要	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者で、小学校スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者を採用する。		令和元年度決算額
	1校当たり1日につき6時間とし、年間25回程度配置し、児童、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言を行う。		1,612,820円
	小学校スクールカウンセラーは、大阪府より中学校に配置されているスクールカウンセラーと連携を図る。		令和2年度予算額
			1,623,000円
事業目的	開始・終了時期、成果目標の有無等	平成23年度から継続中 成果目標：相談件数をふまえた相談体制の確保、不登校・暴力行為等の課題解決に向けての児童及び保護者への支援	
	小学校における不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の課題解決に向けて、町立各小学校にスクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童及びその保護者への支援を図る。		
事業実績	各小学校にスクールカウンセラーを年間25回配置。相談件数は、延べ462件。子どもや保護者からの相談だけでなく、教員からの事例相談により、子どもへの早期対応ができた。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	相談件数も平成30年度（延べ448件）に比べて増えており、問題を抱える児童及びその保護者への支援は喫緊の課題である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	平均相談人数、1日あたり約9人。個に応じたアプローチができ、効果的な助言ができています。また、事案対応等、教員のスキルアップにもつながっている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	小学校の不登校や暴力行為については、大阪府の千人率と比べて大きな開きがなかった平成30年度と比較しても大きな増加は見られなかったこと。特に、中学校の暴力行為が平成30年度に比べ、約1/4以下に減少していることから、小中学校のスクールカウンセラーの連携による、継続した支援につながっており、効果的な対応ができています。

今後の方向性	小学校スクールカウンセラー連絡会を年4回開催し、情報を共有する。また、小・中学校生活指導連携会議にも可能な限り出席することで、引き続き連携を図っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	留守家庭児童学級エアコン改修事業	所属	生涯学習課
-----	------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-2 子どもや若者の健全育成の推進
	施策展開の方向	(3) 自主的活動への支援

事業概要	東忠岡小学校留守家庭児童学級の教室内エアコンが経年劣化による故障等が頻繁であったことから、通級児童と指導員の体調管理、環境整備のため、夏休み到来までに新調する。		令和元年度決算額
			469,800円
			令和2年度予算額
	0円		
	開始・終了時期、 成果目標の有無等	令和元年度事業 成果目標：留守家庭児童学級の環境改善	
事業目的	東忠岡小学校留守家庭児童学級の教室内エアコン2台のうち1台が対象。児童数の多い東忠岡小学校では、留守家庭児童学級に通級人数も多く、夏休み時期は学級内も高温となるため、梅雨が明けるまでには工事を完了させることが必須。		
事業実績	5月中に町内電気機器販売事業者から見積りを徴取し、業務用エアコン(7.5kw)を6月19日に設置完了。古い機器類の引き取り処分経費を含み予算内で収まっており、環境改善並びに児童、指導員等の健康衛生の確保が出来た。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	指導員から連絡を受けていた空調機器類の不備については、その経費を当初予算に計上し、予定通りに更新工事を完了することができ、快適で衛生的な留守家庭児童学級を整備することができた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	一般居室用の空調機よりも割高ではあるが、対象面積、収容人数、使用時間帯等鑑みると、業務用レベルで対応することが望ましいと判断したもの。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	古い機器類の撤去処分経費を含み、当初予算内で完了できた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	普段から現場職員（指導員）との意思疎通を十分にとること、また、その状況を現場確認すること等が、外部施設の管理を行う主管課の大切な業務であり、保護者からの信頼を得ることに繋がる。

今後の方向性	留守家庭児童学級指導員からの連絡帳に目を通して意見を付すとともに、調整会議には担当者が出席、連絡事項の伝達は可能な限り文書で行う等を今後も継続していく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	スポーツセンターエレベーター耐震化事業	所属	生涯学習課
-----	---------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-4 生涯スポーツの推進
	施策展開の方向	(2) 生涯スポーツ施設の充実

事業概要	設置後20年が経過したスポーツセンターエレベーターは老朽化が進み、長期経過により部品調達は困難な状況であるが、油圧式からロープ式に改修することで耐震化工事を行い、災害時には安全安心な避難施設として活用できるよう整備する。	令和元年度決算額
		24,099,360円
		令和2年度予算額
事業目的	スポーツセンターの営業に支障をきたさないように留意しつつ、油圧式からロープ式エレベーターに改修する手法により、経年により部品交換ができないエレベーターの耐震化を行う。	0円
事業実績	開始・終了時期、成果目標の有無等	令和元年度事業
		成果目標：スポーツセンター利用者と指定避難施設としての安心・安全の確保
事業実績	現行エレベーターのカゴ取り付け位置等の規格の互換性を保つため、既設メーカーである事業者と随意契約を行い、建築工事を伴わない三方枠を残した施工が可能となり、スポーツセンターの営業支障を最小限にとどめつつ、耐震対策を備えることができた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	災害時の避難所としての安全性、安心性が問われていた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	地震波管制運転、停電時自動着床、火災時管制運転、緊急時かご内4か国語アナウンス(日・英・中・韓)、冠水時管制運転等の仕様とし、安全性が確保された。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	廃棄部品の撤去、諸官公署手続き費用等を含んだ価格であり、既存機器との互換・整合性の観点での不安感がない。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	台風や地震等の災害発生が多発している昨今、本町シビックセンター内にある当該スポーツセンターは適切な避難場所であることから、安全安心を保証済の施設として整備することができた。

今後の方向性	平成31年(令和元年)度以降、本町スポーツセンターは指定管理者による運営となっているが、町としてもスポーツセンター利用者やスタッフの安全に留意し、災害時の避難施設として整備を強化していく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名	子ども読書活動推進事業	所属	生涯学習課
-----	-------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 忠岡町子ども読書活動推進会議設置要綱
-------------	---

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(7) 家庭や地域の教育力の活用

事業概要	第1次忠岡町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。		令和元年度決算額
			409,252円
			令和2年度予算額
			595,000円
	開始・終了時期、成果目標の有無等	令和元年度～令和5年度 成果目標：町図書館・学校図書室・地域住民等が連携して推進する「子ども（18歳以下）の読書活動」の体制整備と普及啓発	
事業目的	子どもの読書活動に係る家庭・学校・地域・行政などがそれぞれの役割と機能を発揮し、連携することで、子どもの発達段階や個性に応じた自主的な読書活動を促すとともに、読書活動を通じて心豊かな生活を送ることができる環境を整備し、施策の推進を図ることを目的とする。		
事業実績	令和元年度に策定した第1次忠岡町子ども読書活動推進計画に基づき、乳幼児健診の際に成長段階に応じた絵本の配布や、図書館、児童館、町内の保育所・幼稚園、小中学校において本等を介した各種事業を計画し、忠岡町子ども読書活動推進会議において、事業の実施状況を確認し効果検証を行った。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	各教育施設への本の出張貸し出しは、図書館までの距離の問題でなかなか図書館に来ることができなかった層からの好評を得た。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	ブックスタート事業については、ブックファースト、ブックセカンドに続いて、全国の自治体の中でも実例が少ないブックサード事業までを一貫事業としており、乳幼児の心の成長に応じたフォローを目指している。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	ブックスタート事業は、府の補助金を活用しており、コスト削減に努めている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部実施できていない事業があるが、概ね目標とする事業を行うことができた。 また、各教育施設に対する本の出張貸出やブックスタート事業は好評を得ている。

今後の方向性	第1次忠岡町子ども読書活動推進計画(2019～2023年度)に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開する。また、忠岡町子ども読書活動推進会議においては、上記計画の取組み状況や効果を検証し、関係者の意見や対象者等の意向等を参考に、次期の課題を考察する。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	文化会館事業（公民館等各種講座・クラブ）支援事業	所属	生涯学習課
-----	--------------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町公民館条例、忠岡町公民館条例施行規則 忠岡町働く婦人の家条例、忠岡町働く婦人の家条例施行規則
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-3 生涯学習の推進
	施策展開の方向	(3) 生涯学習機会・場の充実

事業概要	本町文化会館は、年齢や性差に関わらず生涯を通じて知識や技術などを習得したり、芸術に触れる機会を提供できる適切な場となっており、利用者も多い。各種講座や教室を開催するとともに、将来的には「街づくりの担い手」となる人材を育成していくことが目的である。	令和元年度決算額
		1,518,000円
		令和2年度予算額
事業目的	高齡化社会の到来は早く、長年培った経験や専門知識、技術等を活かせる元気で意欲のある高齡者を増やすこと、また、自分に合った方法で生涯にわたって学習できる場を提供すること。	2,205,000円
事業実績	令和元年度は、文化会館内(公民館・働く婦人の家)設置クラブ数は62、延べ参加人数は845人となった。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	4	連続講座は延べ36回、単発講座は71回の学習プログラムを実施し、土・日曜の開催や預かり保育を実施したことで参加者数が増加、若年層の参加人数も伸びた。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	連続講座の文化的クラブは、文化祭に出展し入賞作品を展示している。高齡者向けの運動系講座を設ければ参加人数はすぐさま上昇するが、生涯学習の範疇でのバランスについても配慮し検討する。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	文化会館内の講座室等利用申し込みについては、一般の場合、有料としている。

総合評価	評価	理由
	B	総合計画の目標である「街づくりの担い手」の発掘には至っていないが、個人が自分に合った生涯学習を学べる場としての周知は、広報等により行き届いている。青年層や学生等の要求にも応じていけるよう、テーマや休館日の設定は再考する余地がある。

今後の方向性	当分は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による新しい生活様式を取り入れた文化会館活動が基本となるため、消毒や換気、ソーシャルディスタンス等について周知徹底し、講座生の学習意欲が減退することのないよう留意する。また、本町地域の課題を追求し、まちづくりの担い手となる人材の発掘や育成に注力できる基盤が「文化会館」にあることに注視し、「生涯学習のあり方」「地域づくり・まちづくりの目的」「高齡者の人生目標」等の方向性を検討する「文化会館運営委員会」を新たに発足させ、魅力ある集合施設としての活性化をめざします。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	放課後こども教室(キッズクラブ)、児童教室、子育て親サロン等運営事業	所属	生涯学習課
-----	------------------------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町児童館条例、忠岡町児童館条例施行規則
-------------	-----------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(3) 地域における子育て支援の推進

事業概要	核家族化、非婚・晩婚化、女性の社会進出等により少子化が進む中、家庭内でも子どもの孤立化が問題視されている。行政、家庭、地域等が一体となって取り組む「放課後こども教室」及び「児童教室」「子育て親サロン」を、シビックセンター内の児童館で展開し、保護者の学習機会を充実させ、子育てを支援する。		令和元年度決算額
			2,200,570円
			令和2年度予算額
			2,288,000円
事業目的	平成21年度より継続中		
	成果目標：毎年3月に「児童館フェスティバル」を開催し、キッズクラブや児童教室等の発表の場を設け、子どもたちの健やかな育ちを支援		
事業実績	開始・終了時期、成果目標の有無等		
	保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域で孤立することのないよう、親向けサロンを適宜開催し、また、ピアノや絵画、ダンス等の習い事を近隣地域の在住者から教わる環境を整備することにより、放課後児童の孤立化を防ぐ。		
	令和元年度の利用状況(延べ人数)は、放課後こども教室4,539人、児童教室2,637人、子育て親サロン50人、のびのびルーム一般利用8,898人となった。子ども同士、保護者同士、地域と子ども、等のかかわりをテーマとした講座を開催するなど、アットホームな雰囲気も好評である。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	児童が遊びと学びの機会を得られるよう、児童館を拠点に育成事業及び保護者の支援を行う。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	大阪府の放課後子どもプランの理念に倣い、児童館を活用して放課後や週末の子どもの遊び場や生活の場となるよう、地域のボランティアの指導等を受けて学習やスポーツ活動、地域住民との交流を学ぶ。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	地域住民がボランティア的に学習面を指導するため、報償費は実費程度でおさまっている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	毎年の申込人数は定員以上となるほど人気度は高く、大阪府からもその内容は評価されている。ふれあいホールを使用して年度末に実施する発表会は、取り組んだ成果を総括披露する場であるが、昨年度はコロナ禍により見送った。参加児童の成長ぶりは伺えている。

今後の方向性	従来から継続している野菜等の栽培・収穫・調理摂食の一連事業では、植生物の成長や季節感を学び、また、各種教室では地域住民から指導を受ける等、子どもの気持ちに沿いながら丁寧な事業を実施することにより、保護者の安心と信頼を得ていく。また、児童施設での、検温・手指の消毒・ソーシャルディスタンスの確保等も徹底し、新しい生活様式を踏まえたうえで事業を展開する。
--------	---

3. 評価委員の意見（外部評価）

教育委員会評価委員 山岡 利夫

教育委員会評価委員 吉美 学

令和元年度においても、町の利点であるコンパクトさを最大限に生かし、学校教育の推進、生涯学習の推進、子育て支援の充実と、現状と課題を幅広く見据えた取組を確実に実施し、誠実に継続しており、施策体系としては以下の点を軸として、よくまとまったものです。

- 就学前から小学校低学年・中学年において、きめ細かい指導をめざしていること
- 英語教育の充実を中心として、学力の定着を図っていること
- 規律・規範の確立の視点をもって、豊かな心を育む取組の充実を図っていること
- 家庭や地域の教育力向上、参画のために多角的な取組を推進していること

また、すべての個別事業にわたって、「必要性」「有効性」「効率性」の視点から、実態・調査・計画・遂行・成果確認のチェックシステムのもと実行されているところであり、「妥当性」「ニーズ」の観点から見た「必要性」「有効性」については、状況把握がされた上で、実施について良と判断できる。「コスト」「負担割合」の観点から見た「効率性」については、町の置かれている状況・方針を確認しつつ、慎重に判断し、教育推進のために今後もできる限り適正に執行されたい。

以上を踏まえ、以下の点について意見を附する。

記

- 1 学校教育における町教育委員会の各種事業がどのように関連し、子どもの学力向上や心の教育の育成等に効果を上げているのか、中・長期的な計画における目標や一定の成果指標を定めたうえで効果検証を進めていく必要がある。学校教育における町教育委員会の各種事業に関しては、取組みの成果が表れているものについては、経年変化が分かるように報告書に記載することが望ましい。また、事業項目によっては、普及啓発やまちづくりに資するという性格のものではなく、明らかに課題解決のためのものがあります。このような事業項目の成果については、実施したことや事業のねらいにとどまらず、課題解決の状況について、触れられるようにしていただきたい。不登校や暴力行為等の改善状況を明らかにすることで、忠岡町の施策への評価を高めていただきたい。
- 2 忠岡町教育基本方針における学力向上に関わる「町重点目標」「2. 自学自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する」ために、「あすなろ未来塾」をはじめとする児童生徒の放課後や休日の学習支援事業をさまざま実施しており、町内の児童生徒の実情に合わせたきめ細かな取組みと評価できる。一方で、令和元年度における受講人数の減少については、その原因に触れられることなく、総合評価をされており、今後の改善のためには課題点を明確にする必要があると考える。

「あすなろ未来塾事業」での評価の中で、「学力差が顕著である」とあるが、これをど

のようにとらえるかが重要である。受講者数の減少があるという問題意識と、今後取り組みの学年を下げるという方向性から、学習習慣の定着、学習意欲が低いという課題に向かおうとしていると受けとめる。課題意識は妥当と考えるが、事業展開と合わせて、就学前教育からの課題と一致させ、発達段階に応じて、学校・幼稚園・保育所等、家庭教育が一体となって継続的に取り組んでいけるようにしていただきたい。学力向上のための環境づくりのため、整理をしながら取り組みを進められたい。

- 3 小学校学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から本格実施されている中、忠岡町においてはこれまでから先進的に英語教育の充実策を進められてきたことは大いに評価することができる。特に、「外国青年語学指導員配置事業」により、児童の英語に対する興味・関心やスキルの向上が図られており、関連事業である「忠岡町英語教育推進事業」と相まって効果的な成果（英検3級合格率）を上げているものと考えられる。但し、小学校教員の新たな指導内容への対応が緊急性を持つことから、「忠岡町英語教育推進事業」の更なる充実は引き続き必要と考える。

府・国の求める標準水準レベルを超える町のコンセプト発信となっている「忠岡町英語教育推進事業」では、受講者数の増加が、英語教育への社会的要求度の高まりということだけでなく、町独自の施策が町民の英語教育への意識の高まりをもとらしたものと受けとめられる。費用対効果に関しては、短期的に見た参加者数などの数値とあわせて、町民の意識高揚、町への支持理解を高めた中・長期的な観点から、有効であるととらえられる。

- 4 「読書活動推進」においては、図書館までの物理的距離等の問題を解決するため、図書館を核とし、各教育施設をサテライト化することにより、読書活動への関心を高められたことは大いに評価できる。また、「ブックファースト」事業から「ブックサード」事業まで一貫した事業に取り組み、乳幼児期の子どもへの読書活動の推進に尽力されていることも、大いに評価できる。

- 5 新型コロナウイルスの感染防止対策が大きな課題となっているが、一方、酷暑が続いている。また、地震や豪雨による被害が毎年のように報道され、「安心安全」に関わる課題が今まで以上に顕在化し、住民の行政への要求は高まっている。施設整備については、「施設の長寿命化計画」「エアコン改修」「エレベーター耐震化」など、整備完了と次期整備を繰り返されると思うが、国・府の補助を得ながら、新たな課題への対策、次の計画など今後も適切に推進されたい。

学校施設や公共施設に関わる老朽化は、避けては通れない問題であり、町民の命にかかわる最重要課題であることから、計画的に改修等が実施できるよう、日頃の点検や利用者の声の収集など、必要な状況把握を今後も続けるとともに、タイムリーな対応策が講じることができるよう事業を計画していただきたい。

- 6 子育て世代は、町づくり、町の将来、経済力が弱いため行政からの支援の必要性が高いなどするため、今後もニーズに的確に応えて、町の信頼性確保、強い支持につながるよう進められたい。就学前教育については、私立の施設の状況、他市町との子どもの出入りやサービス度の高低などの関係性、住民の経済力や住宅事情など、市町によって事

情がかなり違うため、状況把握と施策展開の方向性の確認を継続されたい。「東忠岡地区認定こども園整備」「忠岡町子ども・子育て応援プラン」「給食費助成」「保育所・幼稚園の長寿命化計画」「子育て支援センター事業」「子ども読書活動推進」「子育てサロン・のびのびルーム」等々、府からの評価も高く、温かく安定した推進を図られたい。

また、地域づくり、地域人材の育成ということと、子どもの教育への地域力の活用、地域で子どもを育むというコンセプトが一体となるような施策展開を継続されたい。

【資料編】

忠岡町教育大綱

平成28年2月26日策定

教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めます。

1. 就学前教育の充実に努めます

- ① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
- ② 子育て支援の充実にめざし、幼・保の一元化を推進します。

2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道德教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実に努めます

- ① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

忠岡町教育基本方針（平成31年度学校園における指導の方針）

これからの忠岡の教育

(1) 子ども像 「未来を拓く心豊かな子」

- 未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。
- あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動ができる。
- 生涯をとらして自ら学び続ける力が身に付いている。

(2) 教育像 「子どもを大切にしたい豊かな人間性と創造性をはぐくむ教育」

一人ひとりを大切にしたい個に応じた指導・支援により、子どもが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と創造性をはぐくみ、学ぶことの喜び、発見することの感動等を味わうことができる教育活動を展開する。

(3) 学校像 「あいさつがひびき合う学校」

「ともに学び、ともに育つ学校」

「地域に信頼される開かれた学校園づくり」

学校は、安全で楽しい場所であり、そこに通う子どもたちが笑顔で言葉を交わし、人間関係を深める空間であり、どの子もかけがえのない一人の人間として存在感を味わい、また、互いを尊重することを学び、自己実現の喜びを感じることができる場でなければならない。

また、学校は家庭・地域としっかりと連携し子育てをすすめるために、家庭や地域と協働し、学校の理念や教育活動の現状について情報を発信しなければならない。そして、家庭や地域、関係機関の意見を積極的に学校経営の改善に生かすよう努める。

(4) 教職員像 「子どもとともに輝く教職員」

- 広い視野を持ち、教職員として使命感と自覚に基づき、職務を遂行し、子ども・保護者・地域との信頼関係を構築することができる。
- わかる授業をすすめる専門的知識・技能や指導力を持ち、各学校の教育目標の具現化に努める。
- 人間の成長・発達への深い理解と教育的愛情をもち、子どもから学び、子どもを思いやることができる。
- 人権に関する深い識見と知識に基づいた実践力をもち、人権教育を推進する。

子どもに付けたい力

幼稚園

幼稚園においては、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、遊びを通して「生きる力」の基礎を育成することが大切である。

- あいさつができる
- 自分のことが自分でできる
- 友だちとなかよく遊ぶことができる
- 多様な体験を通じて、身近な事象への興味・関心を持つことができる。

小学校

小学校においては、児童の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図る。また、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。そのためにも、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- あいさつ等を通して、人とのかかわりを結ぶことができる
- 善悪の判断ができ、進んでよりよい行動をとることができる。
- 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも大切にできる。
- 自ら学び自ら考えることができる。

中学校

中学校においては、生徒の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。また、生徒が家庭や地域社会との関わりを見つめ直し、人間としての生き方について自覚を深めることができるよう、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- 相手の考えを理解するとともに、自分の考えも豊かに表現できる。
- 集団や社会の一員としての自覚と責任をもち、自他共に尊重した行動をすることができる。
- 自ら学び自ら考え、将来へのめあてをもって生き抜くことができる。

1 学力向上への取組み

「全国学力・学習状況調査」等の結果を受け、次の2点を指導の重点項目とする。

【忠岡町重点目標】

1. 「授業の構造化」を通し、授業改善を図る
2. 自学・自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する

〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めるように努めること。

「全国学力・学習状況調査」等に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うこと。

また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。

- (2) 新学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の趣旨や内容等を十分理解するとともに、確実に実施すること。

- (3) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長の様子が十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。

- (4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。その際、各校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。また実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的・対話的で深い学びの実現から、個に応じた教育を一層推進するとともに、その実施状況を評価し、改善を図っていくこと。

- (5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・改善に努めること。少人数指導については、配置の趣旨を十分踏まえた活用を行い、

児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。

- (6) 児童・生徒一人ひとりの心に響く取組みを行うために、日常の児童・生徒の様子
の観察や本人・保護者とのコミュニケーション等を通して状況を把握し、教職員間
での情報共有を図ること。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との
信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応すること。
- (7) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐくむた
めに、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、
地域の教育力を有効に生かすこと。
- (8) 「総合的な学習の時間」については、探究的な学習を重視するとともに、教科等
横断的な視点で時候の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- (9) 小学校中学年では外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的
な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考
えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うこと。
また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を
通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的
な力を養うこと。
- (10) 中学校外国語（英語）教育については、小学校の内容を踏まえた上で、「CAN-DO
リスト」等の明確な達成目標のもと、4技能をバランスよく指導するとともに、外
国語（英語）を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語（英
語）で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを
図ることができるよう指導すること。その際、授業は英語で行うことを基本とする。
- (11) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、
生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うな
ど練習環境に配慮すること。
- (12) 教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな
学力」を育むよう指導すること。また、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシ
ー）を育成すること。
- (13) 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞か
せや、本と出会う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境を整える
こと。学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を積極的に活用し、さらなる学校
図書館の機能強化をはかること。

〈2〉校種間の連携強化

- (14) 幼稚園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫・改善等について教職員の連携を図ること。
- (15) 義務教育9年間の育ちを見通した教育課程の編成、並びに指導計画の立案及び実施を図ること。その際、教員相互の協働関係が構築できるように努めること。
また、これまで小・中学校個別に定められていた目標を、義務教育全体の目標として定めた学校教育法の趣旨を踏まえ、一層、小・中学校間の連携を推進すること。
- (16) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるような連携を深めること。
- (17) 児童が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣をみにつけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園と小学校の連携を一層促進すること。

〈3〉幼児教育の充実

- (18) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。
- (19) 幼稚園教育要領に基づく教育内容の充実に努め、保育所、小学校等との交流や連携に積極的に取り組むこと。
また、集団の中での人間的なふれあいによる園児の成長を促進し、3年間を見通した教育課程の編成及び指導計画の立案・実施を図ること。
- (20) 幼稚園における遊びを中心とした総合的な指導が小学校での指導に一貫性を持ってつながるよう、交流の充実を図ること。
- (21) 幼稚園と保育所は同じ地域の就学前の幼児を教育する立場から、互いに意見・情報を交換することによって保育内容の相互理解を図るよう努めること。
- (22) 小・中学校と連携し、また、巡回相談等を活用しつつ、支援の必要な教育的ニーズを持つ幼児への支援について情報を共有化し、幼児教育段階での適切な支援を充実すること。

2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

〈1〉心の教育の充実

- (23) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、「道徳科」を要とし、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。

また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、「道徳科」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。

- (24) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。

また、「道徳科」と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び「道徳科」の年間指導計画については、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図ること。

- (25) 道徳教育の指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるように努めること。

- (26) 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。また、各校においては、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

〈2〉人権尊重の教育の推進

- (27) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。

あわせて、すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修を組織的・計画的に進めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

(28) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町子ども支援ネットワークへ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。

(29) 児童虐待を受けた、または受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。

(30) 進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議の開催等により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護に十分に配慮すること。

(31) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。

(32) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、PTA活動等においても、人権意識の高揚に努めること。

〈3〉障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

(33) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営等、各学校園等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。

(34) 各学校園では、全校的な協力体制のもと、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われ

るよう、教育活動を展開すること。

- (35) 各学校では支援学級と通常学級の交流の場を積極的に設け、児童・生徒の相互理解を推進すること。また、幼稚園・小学校・中学校との連携を進め、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、支援学校等との交流連携も推進すること。

- (36) 各学校園において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。

作成・活用之际しては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図ること。

なお、作成については、支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成すること。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、作成・活用するように努めること。

- (37) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

- (38) 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、全ての教科等において困難さに対する指導の工夫の意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。

あわせて、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教育活動を展開すること。

- (39) 支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。

- (40) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。

〈4〉生徒指導の充実

(41) 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

(42) 携帯電話等への依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話等の持ち込みについては原則禁止とすること。ただし、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話等の学校への持ち込みを必要と認める場合は、教育活動に支障が出ないように工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、児童・生徒に携帯電話等の有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できるよう指導すること。

(43) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改訂）、「忠岡町いじめ防止基本方針」（平成 31 年 1 月策定）の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識すること。また生徒指導体制の充実を図りその防止に努め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。

さらに、いじめが生じた際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと対応するとともに、いじめられた児童・生徒の立場に立ち適切に対応すること。いじめを認知した際は、組織的な対応により確実な解決を図るよう努めるとともに、町教育委員会に直ちに報告すること。

(44) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。

- (45) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含めた機動的で組織的な幼・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。

〈5〉進路指導・キャリア教育の充実

- (46) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。

- (47) 高等学校等への進学指導は、合同説明会や体験入学などへ参加するように指導するとともに、高等学校等の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。

また、府内における公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校再編整備の状況、高等学校の授業料無償化に係る法律の改正、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ること。

- (48) 児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的に自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。

- (49) 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。

- (50) 児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むこと。

- (51) 教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。職場体験の取組みを実施する際は、働くことの意義や目的の理解を深め、進んで働こうとする意欲や態度などを育成するよう指導すること。

- (52) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努

め、進路指導の充実を図ること。

〈6〉 国旗・国歌の指導

- (53) 国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌を尊重する態度を育てること。
- (54) 入学式や卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱をはじめとし、小学校学習指導要領において、国歌の指導について「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、いずれの学年においても音楽の年間指導計画に位置付け、適切に指導すること。

3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

〈1〉 子どもの安全確保及び 危機管理体制の充実

- (55) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。
- (56) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、屋外での活動中における集中豪雨、落雷等の自然災害に十分に注意し、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。
加えて、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの見直しや様々な事態を想定した実践的な訓練を行うこと。
また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- (57) 安全管理についての点検や暴漢等の侵入者に対する連絡・配備体制を確立し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校園の防犯対策のための施設・設備の整備に努めること。
- (58) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を

図ること。

- (59) 保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう努めること。

また、地域と連携しながら「安全マップ」を作成するなど、幼児・児童・生徒が危機回避能力を身につける取組みを進めること。

- (60) 警察等と連携して「防犯教室」を開催するなど、幼児・児童・生徒の啓発に努めること。

- (61) 学校給食の安全・衛生管理体制の徹底を図ること。

- (62) 食物アレルギー等を有する児童・生徒等に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医ならびに消防署との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童・生徒等の状況に応じた対応に努めること。

〈2〉健康教育の充実と体力づくりの推進

- (63) 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組むとともに、家庭や地域との連携を図ること。また、学校保健委員会を組織し活性化を図ること。

- (64) 子どもの体力が低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をすること。

- (65) 各学校において、家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実すること。

- (66) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」等を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。

- (67) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

- (68) 熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

〈1〉 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (69) 校長は学校の将来像を描き、そのための経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図り、校内各組織の活性化に努め、授業をはじめ学校の教育活動全般にわたり現状を把握し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。学校のめざす目標等について保護者等に積極的に発信するとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、府の制度等を有効に活用すること。
- (70) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の新たな課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めること。
- (71) 学校で作成される様々な文書や個人情報について、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、電子情報も含めた公文書の適切な情報管理及び個人情報の保護のために組織的に取組むこと。また、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報の保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (72) 学校教育自己診断と学校協議会等を関連させて学校運営の改善に積極的に活用するとともに、学校教育自己診断の結果や学校協議会等の協議内容等について、学校便り等により積極的に情報発信すること。
- (73) 地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、すこやかネット等地域社会をあげて子どもの健全育成に向けた取組みを円滑に、より効果的に推進すること。

〈2〉 教職員の資質向上及びサービスの徹底

- (74) 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、地域の信頼に応えられるよ

う、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。

- (75) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。

- (76) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、組織的・継続的な育成ができる校内体制づくりに努めること。

その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。

さらに、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。

- (77) 教員免許更新制について、教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な情報提供及び指示を行うこと。

- (78) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行うこと。また、教職員間及び幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生起した場合には、被害者の人権・プライバシーを尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。また、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

- (79) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。「体罰防止マニュアル（改訂版）」、等を活用しながら研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。

- (80) 「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームや府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

〈3〉働き方改革

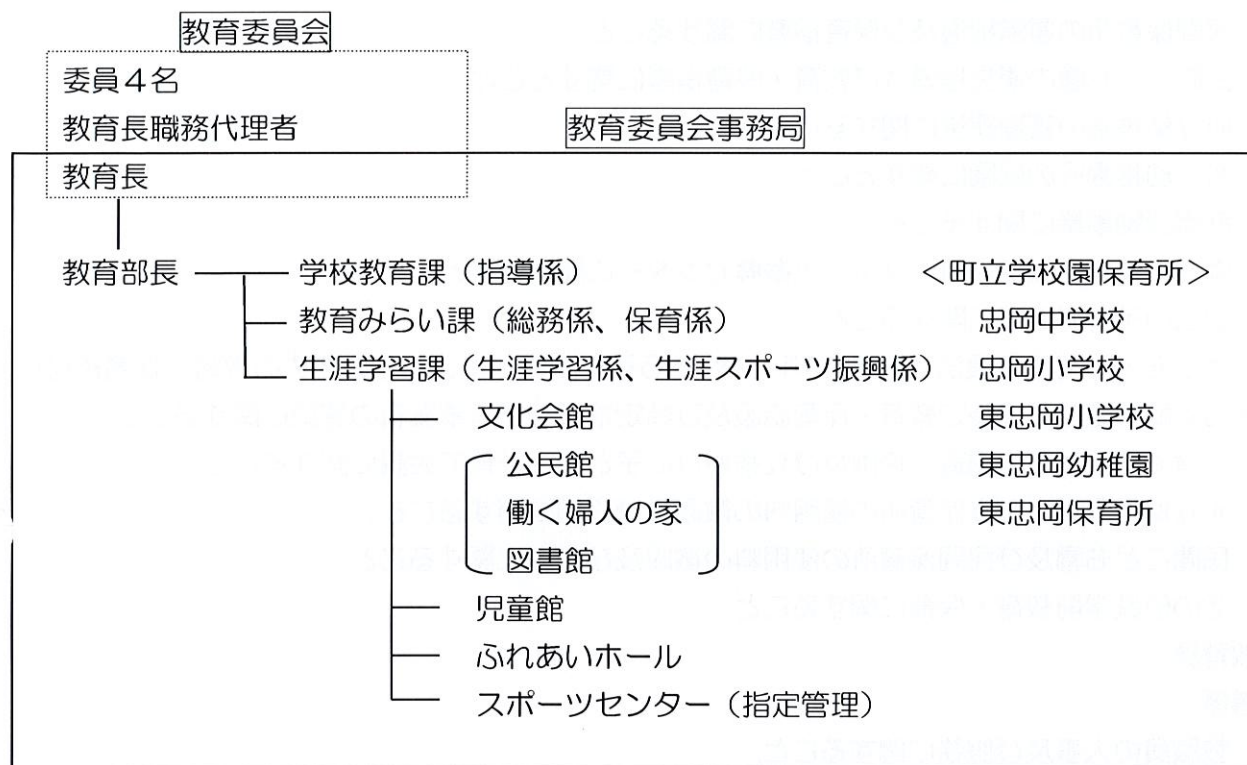
- (81) 長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化に取り組むこと。
- (82) 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進について適切に対応すること。
- (83) ストレスチェック制度を個人情報の管理及び保護に留意しつつ、適切に実施すること。また、実施に当たっては、本制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」について職員に周知徹底するとともに、受検勧奨に努めること。

〈4〉部活動の在り方

- (84) 「忠岡町立学校における部活動の在り方に関する方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

教育委員会の組織と事務局

(令和2年4月1日現在)



教育委員会事務局事務分掌

教育みらい課

総務係

- ① 学級編制に関すること。
- ② 生徒及び児童の就学に関すること。
- ③ 教科用図書の新給与事務に関すること。
- ④ 生徒、児童及び教職員の保健並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑤ 学校給食に関すること。
- ⑥ 教育統計及び調査に関すること。
- ⑦ 忠岡町教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び委員に関すること。
- ⑧ 委員会の規則の制定及び改廃に関すること。
- ⑨ 委員会に対する請願及び陳情に関すること。
- ⑩ 儀式及び表彰に関すること。
- ⑪ 公告式及び教育の広報に関すること。
- ⑫ 職員（府費負担職員を除く。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。
- ⑬ 公印の保管に関すること。
- ⑭ 学校教育機関の設置、廃止及び施設管理並びに整備に関すること。
- ⑮ 教材教具その他の設備整備に関すること。
- ⑯ 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- ⑰ 他の所管に属さないこと。

保育係

- ① 保育の実施に関すること。
- ② 町立保育所の管理運営及び保育指導に関すること。
- ③ 民間保育所の運営指導及び保育指導に関すること。
- ④ 民間こども園の運営指導及び教育・保育指導に関すること。
- ⑤ 町立幼稚園の管理運営に関すること。
- ⑥ 町立幼稚園児の就園に関すること。
- ⑦ 就園奨励事業に関すること。
- ⑧ 園児の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑨ 地域の子育て支援に関すること。
- ⑩ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。
- ⑪ 子育て支援施策の調査、企画及び立案並びに子ども・子育て会議に関すること。
- ⑫ 町立幼稚園及び町立保育所の使用料の徴収及び収納に関すること。
- ⑬ 民間こども園及び民間保育所の使用料の徴収及び収納に関すること。
- ⑭ その他就学前教育・保育に関すること。

学校教育課

指導係

- ① 教職員の人事及び服務に関すること。
- ② 教科用図書及び教材の採択及び取扱いの指導に関すること。
- ③ 学校教育及び幼稚園教育の指導及び助言に関すること。
- ④ 学校教育計画（教育課程、組織及び編成）の指導に関すること。
- ⑤ 学校教育における研究会、研修会等に関すること。
- ⑥ 特別支援教育に関すること。
- ⑦ 学校行事に関すること。
- ⑧ 教職員の指導及び研修に関すること。
- ⑨ 生徒指導に関すること。
- ⑩ 人権尊重の教育の推進に関すること。
- ⑪ キャリア教育・進路指導に関すること。
- ⑫ 学校における健康教育及び安全教育に関すること。
- ⑬ 学校保健・食育に関すること。
- ⑭ 学校体育に関すること。
- ⑮ 学校支援本部事業に関すること。
- ⑯ 教育相談に関すること。
- ⑰ 学校教育についての専門事項に関すること。
- ⑱ その他学校教育指導に関すること。

生涯学習課

生涯学習係

- ① 生涯学習基本計画に基づく事業の推進及び総合調整に関すること。
- ② 社会教育団体の指導、助言及び連絡調整に関すること。

- ③ 青少年指導員に関すること。
- ④ 文化財保護及び文化、芸能に関すること。
- ⑤ 社会教育資料の刊行及び配布に関すること。
- ⑥ 町史資料の保管に関すること。
- ⑦ 社会同和教育に関すること。
- ⑧ 人権啓発に関すること。
- ⑨ 生涯学習事業に関すること。
- ⑩ 教育コミュニティづくり推進事業に関すること。
- ⑪ 青少年の育成に関すること。
- ⑫ 放課後児童クラブに関すること
- ⑬ 放課後子ども教室に関すること
- ⑭ 各施設の管理運営に関すること。
- ⑬ その他生涯学習に関すること。

生涯スポーツ振興係

- ① 生涯スポーツ振興基本計画に基づく施策の企画及び推進に関すること。
- ② 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に関すること。
- ③ 社会体育関係団体に関すること。
- ④ スポーツ推進委員に関すること。
- ⑤ 学校開放に関すること。
- ⑥ 各種体育施設の管理運営に関すること。
- ⑦ その他スポーツ振興に関すること。

忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する 点検及び評価のための教育委員会評価委員設置要綱

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うにあたって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と住民への説明責任を果たすため、忠岡町教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

（職務）

第2条 委員は、忠岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員は2人とする。

2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。

4 委員は再任することができる。

（庶務）

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育みらい課において行う。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的に、忠岡町教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

（点検及び評価の対象）

第2条 点検及び評価の対象は、忠岡町総合計画実施計画に掲げる教育委員会の事務事業とし、教育委員会が定めるものとする。

（点検及び評価の方法）

第3条 点検及び評価の方法は、次の方法により行うものとする。

- （1） 必要性、有効性及び効率性の観点から点検・評価を行うものとし、別表第1に定める評価基準表により、自己評価をするものとする。
- （2） 前号の自己評価を踏まえ、別表第2に定める総合評価表から今後の取組みの方向性として妥当であると思われるものを選択し、その理由、今後の方向性ととも示すものとする。

2 教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から評価の方法や結果について、意見を聴取するものとする。

（議会への報告及び公表）

第4条 点検及び評価の結果については、速やかに報告書を作成し、議会に報告するものとする。

2 公表は、議会報告後に行うものとする。

（委任）

第5条 この要領に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

評価基準	評価の視点	評価
必要性	・町が関与する妥当性はあるか。 ・町民ニーズはあるか。 ・時代の変化に適応しているか。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	・目標どおりの成果がでているか。 ・他に類似事業はないか。 ・単位当たりコストは妥当か。	
効率性	・コスト削減の余地はないか。 ・負担割合は適正か。 ・最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

別表第2

総合評価	理由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する